

(6) その他の手当 (平成30年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)	
給料の特別調整額	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。	定額 (47,100円～137,700円)	異	一部の職につき国の定額を下回る定額を支給	1,503,809 千円	665,000 円
管理職手当 (教育委員会)	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。	定額 (39,700円～72,800円)				
初任給調整手当	専門的な知識を必要とし、採用困難である医師等に、採用から一定期間支給。	採用後の期間等に応じて1年ごとに定められた額 医師 [医(-)]: 支給限度額 月額414,300円 獣医師: 支給限度額 月額30,000円	異	獣医師を支給対象	155,156 千円	896,000 円
初任給調整手当 (教育委員会)	特殊な専門知識を必要とし、採用による欠員の補充に特別の事情があるものに、採用から一定期間支給。	採用後の期間等に応じて1年ごとに定められた額 支給限度額 2,500円				
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。	配偶者 月額 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 ※16歳に達する年度初めから22歳に達する年度末までの子に対する加算: 1人あたり月額 5,000円	同	本県の交通事情を考慮して、国の支給限度額24,500円(60km以上)を上回る額を支給	3,448,683 千円	269,000 円
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任の職員の配偶者が居住するための住宅を借り家賃を支払う職員に支給。	家賃の額に応じて支給。 支給限度額: 月額27,000円 ※単身赴任の職員の配偶者が借家に居住する場合は1/2の額	同			
通勤手当	交通機関又は交通用具を利用して通勤する職員に支給	①交通機関利用者 6箇月定期券等の価格に相当する額を支給。支給限度額: 1箇月当たり55,000円 ②交通用具使用者 通勤距離に応じて支給。 支給限度額: 月額55,000円 (通勤距離が95km以上の場合) ③特急、高速道路利用者 利用に係る特別料金等の額の1/2を加算。 支給限度額: 1箇月当たり20,000円	同	同	2,880,528 千円	168,000 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員に支給。	①基礎額 月額30,000円 ②加算額 職員の住居と配偶者の住居間の距離に応じて支給。 支給限度額: 月額70,000円	同			
特地勤務手当	離島等の生活不慣れな地に所在する公署に勤務する職員に支給。また、異動等に伴い住居移転する場合には、準ずる手当を支給。	月額: 給料等×支給割合 (25/100～4/100) ※準ずる手当 月額: 給料等×支給割合 (移転後5年目まで4/100, 移転後6年目2/100)	異	給料等の算出方法が異なる	3,511,440 千円	923,000 円
へき地手当 (教育委員会)	離島等の生活不慣れな地に所在するへき地学校等に勤務する職員に支給。また、異動等に伴い住居移転する場合は、準ずる手当を支給。 (小・中学校)	月額: 給料等×支給割合 (25/100～4/100) ※準ずる手当 月額: 給料等×支給割合 (移転後5年目まで4/100, 移転後6年目2/100)	異			

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)															
農林漁業普及指導手当	農・林・水産業の従事者に技術等を普及指導する職員に支給。			81,761 千円	333,000 円															
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給。	勤務1時間当たりの給与額×勤務時間 ×支給割合(25/100)		184,548 千円	134,000 円															
休日給	休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。	勤務1時間当たりの給与額 × 勤務時間 ×支給割合(135/100)		540,255 千円	484,000 円															
宿日直手当	日直や宿直を命ぜられた職員に支給。	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の宿日直勤務 4,200円/回 ・医師・歯科医師の宿日直勤務(知事部局) 20,000円/回 ・特殊な業務を主とする宿日直勤務 5,900円/回 		600,491 千円	307,000 円															
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日及び平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>週休日等</th> <th>平日夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・部長級</td> <td>12,000円/回</td> <td>6,000円/回</td> </tr> <tr> <td>・次長級</td> <td>10,000円/回</td> <td>5,000円/回</td> </tr> <tr> <td>・課長級</td> <td>8,000円/回</td> <td>4,000円/回</td> </tr> <tr> <td>・補佐級</td> <td>6,000円/回</td> <td>3,000円/回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※6時間を超える場合は、各区分の額を1.5倍する。</p>		週休日等	平日夜間	・部長級	12,000円/回	6,000円/回	・次長級	10,000円/回	5,000円/回	・課長級	8,000円/回	4,000円/回	・補佐級	6,000円/回	3,000円/回		8,145 千円	113,000 円
	週休日等	平日夜間																		
・部長級	12,000円/回	6,000円/回																		
・次長級	10,000円/回	5,000円/回																		
・課長級	8,000円/回	4,000円/回																		
・補佐級	6,000円/回	3,000円/回																		
災害派遣手当	災害復旧等のために本県に派遣され、本県に滞在することを要した職員に支給。	<ul style="list-style-type: none"> ・滞在期間が30日以内 3,970円(6,620円) ・" 30日を超え60日以内 3,970円(5,870円) ・" 60日を超える期間 3,970円(5,140円) <p>※公用の施設等に宿泊する場合の1日あたりの額。 ()はその他の施設に宿泊する場合。</p>		0 千円	0 円															
義務教育等教員特別手当 (教育委員会)	教育職員の確保を目的として、教育職給料表(二)(三)の適用者に定額を支給。	級号給に応じ2,000円～8,000円を支給		1,011,706 千円	72,000 円															
定時制通信教育手当 (教育委員会)	夜間定時制、通信制の課程を置く高校の教育職員に支給。	<p>月額</p> <p>夜間定時制の課程</p> <p>1級 19,000円</p> <p>2級以上 24,000円</p> <p>通信制の課程</p> <p>1級 10,000円</p> <p>2級以上 12,000円</p>		13,450 千円	353,000 円															
産業教育手当 (教育委員会)	農業、水産、工業の課程を置く高校の教育職員のうち、実習を伴う農業、水産、工業を担当する職員に支給。	<p>月額</p> <p>実習を伴う農業又は水産に関する科目</p> <p>1級 19,000円</p> <p>2級以上 24,000円</p> <p>実習を伴う工業に関する科目</p> <p>1級 14,000円</p> <p>2級以上 18,000円</p>		127,535 千円	329,000 円															

5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給料月額等
給 料	知 事	1,240,000円
	副 知 事	970,000円
報 酬	議 長	970,000円
	副 議 長	870,000円
	議 員	780,000円
期 末 手 当	知 事 副 知 事 議 長 副 議 長 議 員	(平成29年度支給割合) 3.30月分 (20%加算措置あり)
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 1,240,000円×2/3×勤続月数= 39,679,999円 (任期毎) (48月)
	副 知 事	970,000円×1/2×勤続月数= 23,280,000円 (任期毎) (48月)

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込み額である。

6 職員数の状況

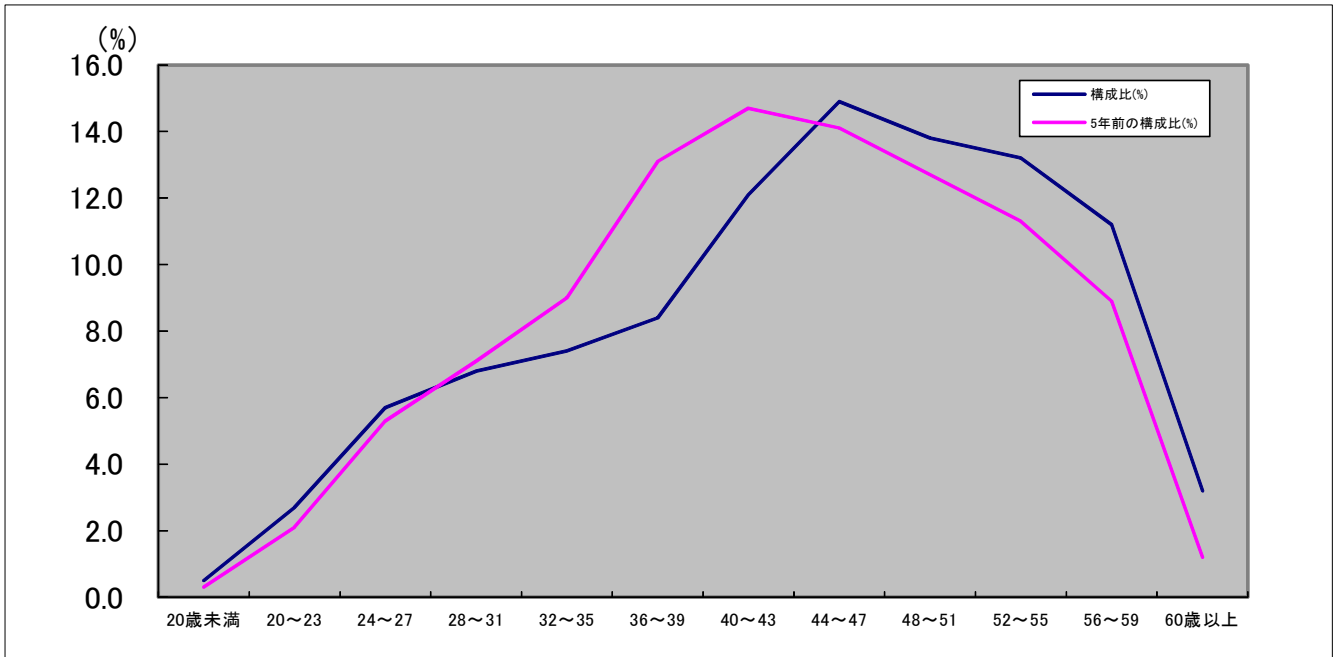
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成29年	平成30年		
一般行政部門	議 会	36	36	0	・事務事業の見直し等による増減 増事由 【総務企画部門】 国体・全国障害者スポーツ大会局の体制強化 【商工部門】 明治維新150周年推進室の体制強化 減事由 国民健康保険事業に関する職員の公営企業等会計部門への移行
	総務企画	859	876	17	
	税 務	181	181	0	
	民 生	454	442	△ 12	
	衛 生	682	670	△ 12	
	労 働	95	95	0	
	農林水産	1,627	1,620	△ 7	
	商 工	202	199	△ 3	
	土 木	923	911	△ 12	
	小 計	5,059	5,030	△ 29	
特別行政部門	教 育	15,280	15,164	△ 116	・児童生徒数の減による学校の統廃合
	警 察	3,489	3,489	0	
	小 計	18,769	18,653	△ 116	
公営企業等 会計部門	病 院	984	970	△ 14	・医療技術職員の欠員不補充等 ・国民健康保険事業に関する職員の計上
	そ の 他	22	41	19	
	小 計	1,006	1,011	5	
総 合 計		24,834 (27,653)	24,694 (27,797)	△ 140 (144)	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。
2 () 内は、条例定数の合計。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	115	679	1,397	1,690	1,838	2,086	2,992	3,683	3,397	3,252	2,778	787	24,694

(3) 職員数の推移

（単位：人，％）

部門別	年度						過去5年間の増減数（率）
	25年	26年	27年	28年	29年	30年	
一般行政	5,117	5,107	5,071	5,053	5,059	5,030	△87(△1.7%)
教育	15,705	15,633	15,527	15,406	15,280	15,164	△541(△3.4%)
警察	3,376	3,437	3,450	3,473	3,489	3,489	113(3.3%)
消防	0	0	0	0	0	0	(%)
普通会計計	24,198	24,177	24,048	23,932	23,828	23,683	△515(△2.1%)
公営企業等会計計	1,014	995	1,005	1,009	1,006	1,011	△3(△0.3%)
総合計	25,212	25,172	25,053	24,941	24,834	24,694	△518(△2.1%)

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は実	職員給与費	総費用に占める	(参考)
	A	質収支	B	職員給与費比率	28年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
29年度	189,370	93,155	20,261	10.7	13.0

区分	職員数 A	給与費				一人当たり	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	給与費 B/A	
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
29年度	4	12,534	3,316	4,411	20,261	5,065	6,399

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
鹿児島県	40.0歳	297,850 円	422,109 円
団体平均	43.9歳	349,728 円	533,622 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鹿児島県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
1人当たり平均支給額 (平成29年度) 1,103 千円	1,682 千円	1,508 千円
(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分	同	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10%	同	—

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成30年4月1日現在) 【知事部局と同じ】

鹿児島県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
(支給率) 自己都合 応募認定・定年		
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	同	—
勤続25年 28.0395 月分 33.270750 月分		
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分		
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額		11,249 千円

ウ 時間外勤務手当

支給実績 (29年度決算)	1,900 千円
職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	475 千円
支給実績 (28年度決算)	299 千円
職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	75 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績 (平成29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

エ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。	同		千円	円
初任給調整手当	専門的な知識を必要とし、採用困難である職に採用された者に、採用から一定期間支給。	同		千円	円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。	同		504 千円	126,000 円
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任の職員の配偶者が居住するための住宅を借り家賃を支払う職員に支給。	同		258 千円	64,500 円
通勤手当	交通機関又は交通用具を利用して通勤する職員に支給	同		361 千円	90,300 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員に支給。	同		千円	円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給。一般行政職の「夜勤手当」に相当。	同		千円	円
宿日直手当	日直や宿直を命ぜられた職員に支給。	同		千円	円
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日及び平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給。	同		千円	円

(2) 病院事業
① 職員給与費の状況
ア 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は実 質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A %	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
29年度	18,956,308	399,889	10,522,595	55.5	55.3

区分	職員数 A 人	給与費				一人当たり 給与費B/A 千円	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
29年度	1,099	4,116,453	1,922,332	1,610,013	7,648,798	6,960	7,532

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成30年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額 (29年度)
鹿児島県	43.3歳	328,518円	577,488円
団体平均	40.3歳	345,195円	621,262円
医師	44.9歳	571,764円	1,436,612円
看護師	38.8歳	307,328円	498,412円
事務職員	43.4歳	346,399円	563,681円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。
2 県立病院局は、平成18年度に設置されている。

③ 職員の手当の状況
ア 期末手当・勤勉手当

鹿児島県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,461千円		1,556千円
(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.80月分 (0.85)月分	同	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	同	—

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成30年4月1日現在)

鹿児島県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
(支給率) 自己都合 勸奨・定年		
勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	同	—
勤続25年 28.0395月分 33.270750月分		
勤続35年 39.7575月分 47.709月分		
最高限度額 47.709月分 47.709月分		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額 1,046千円 20,167千円		6,142千円

ウ 地域手当

(平成30年4月1日現在)

支給総額 (平成29年度決算)		128,279千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)		1,051千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
医 師	22～24%	122人	—

(注) 地域手当は、民間賃金、物価等が特に高い地域に勤務する職員並びに採用が困難な医師及び歯科医師に支給される手当である。

エ 特殊勤務手当 (平成30年4月1日現在)

支給総額 (29年度決算)		177,890千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)		217,203円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (29年度)		74.5%		
手当の種類 (手当数)		8		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成29年度)	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	助産師, 看護師, 准看護師, 臨床工学技士	感染症患者等の看護作業等に従事	722千円	日額290円
放射線取扱手当	医師, 診療放射線技師, 看護職員	エックス線その他の放射線を照射・透視する作業に従事	3,865千円	日額250円
精神保健業務手当	精神保健指定医及び当該医が行う対象業務に立ち会った職員	精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律に基づく診察等	8千円	日額290円
夜間看護等手当	①助産師, 看護師, 准看護師 ②医療職給料表の適用を受ける職員 (③を除く。) ③医療職給料表の適用を受ける職員のうち給料の特別調整額を支給されている職員 ④患者の外泊に同行する職員	①正規の勤務時間による勤務として深夜(22:00～5:00)時間を含む夜間の勤務に従事 ②急患に対処するため自宅等で待機を依頼された職員が呼出を受け, 正規の勤務時間以外の時間において手術等の業務に従事 ③救急患者等に対処するために呼出を受け, 正規の勤務時間が割り振られた日の22時から翌日5時までの時間において手術等の業務に従事 ④始末病院の職員が患者の外泊に同行する業務に従事	160,778千円	① 1回 2,000～6,800円 ② 1回 1,620円 ③ 1回 5,000～15,000円 ④ 1回 2,000円
医療業務従事手当	薬剤師	県立病院に勤務する薬剤師が, 医療業務に従事	2,249千円	1回 1,000円
専門資格業務手当	医療職給料表の適用を受ける職員 (医師, 歯科医師である職員を除く。)のうち県立病院事業管理者が定める専門資格を有する職員	県立病院事業管理者が定める専門資格を有し, 当該専門性に関する業務, 研究又は指導に従事	2,083千円	日額250円
麻酔施行業務手当	麻酔科に勤務する医師以外の医師又は歯科医師	マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔業務に従事	4,360千円	1回 20,000円
ドクターヘリ救急医療業務手当	①医師, 歯科医師 ②看護師等その他の医療技術職員	ドクターヘリに搭乗し, 医療行為等の業務に従事	3,825千円	① 1回 5,000円 ② 1回 3,000円

(注) 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される手当である。

オ 時間外勤務手当

支給実績 (29年度決算)	337,432千円
職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	349千円
支給実績 (28年度決算)	303,877千円
職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	314千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績 (平成29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員, 教育職員等, 制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり, 短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)	
給料の特別調整額	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給 定額（47,100円～137,700円）	同		34,576 千円	1,048,000 円	
初任給調整手当	専門的な知識を必要とし、採用困難である医師等に、採用から一定期間支給。 採用後の期間等に応じて1年ごとに定められた額 医師等の場合 支給限度額：月額414,300円	同		455,731 千円	3,929,000 円	
	初任給調整手当加算 上記初任給調整手当に加えて、業務に直接役立つと認められる資格を有する職員（医師）及び資格の取得に向けて業務に精励する職員（医師）について支給。 加算額：月額30,000円から110,000円の範囲内	異	病院事業独自の基準により加算額を支給			
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。	配偶者	月額 10,000円	同	110,012 千円	210,000 円
		子	8,000円			
		父母等	6,500円			
		※16歳に達する年度初めから22歳に達する年度末までの子に対する加算：1人あたり月額5,000円				
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任の職員の配偶者が居住するための住宅を借り家賃を支払う職員に支給。 家賃の額に応じて支給。 支給限度額：月額27,000円 ※単身赴任の職員の配偶者が借家に居住する場合は1/2の額	同		79,277 千円	250,000 円	
通勤手当	交通機関又は交通用具を利用して通勤する職員に支給	①交通機関利用者 6 箇月定期券等の価格に相当する額を支給。 支給限度額：1 箇月当たり55,000円	同	97,455 千円	135,000 円	
		②交通用具使用者 通勤距離に応じて支給。 支給限度額：月額55,000円（通勤距離が95km以上の場合）	同			
		③特急、高速道路利用者 利用に係る特別料金等の額の1/2を加算。 支給限度額：1 箇月当たり20,000円	同			
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員に支給。	①基礎額 月額30,000円	同	48,264 千円	603,000 円	
		②加算額 職員の住居と配偶者の住居間の距離に応じて支給。 支給限度額：月額70,000円				
特地勤務手当	離島等の生活不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。また、異動等に伴い住居移転する場合には、準ずる手当を支給。	月額：給料等×支給割合(25/100～4/100)	同	207,242 千円	475,000 円	
		※準ずる手当 月額：給料等×支給割合 (移転後5年目まで4/100, 移転後6年目2/100)	同			
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給。 勤務1時間当たりの給与額×勤務時間×支給割合(25/100)	同		96,928 千円	181,000 円	
休日給	休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。 勤務1時間当たりの給与額 × 勤務時間 × 支給割合(135/100)	同		71,036 千円	85,000 円	
宿日直手当	日直や宿直を命ぜられた職員に支給。 ・一般の宿日直勤務 4,200円/回 ・医師・歯科医師の宿日直勤務 20,000円/回 ・特殊な業務を主とする宿日直勤務 5,900円/回	同		78,209 千円	412,000 円	
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日及び平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給。 週休日等 平日夜間 ・部長級 12,000円/回 6,000円/回 ・次長級 10,000円/回 5,000円/回 ・課長級 8,000円/回 4,000円/回 ・補佐級 6,000円/回 3,000円/回 ※6時間を超える場合は、各区分の額を1.5倍する。	同		772 千円	193,000 円	